

大阪市個人情報保護審議会規則

制 定 平 7 . 8 . 31 規則 67

最近改正 平 27 . 1 . 16 規則 6

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。）第 67 条の規定に基づき、大阪市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営並びに調査審議の手續について必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 4 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第 5 条 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

2 部会長は、当該部会の会務を総理し、部会における調査審議の状況及び結果を審議会に報告する。

3 前 2 条の規定は、部会の会議及び議事について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、第 3 条第 1 項及び第 3 項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第 2 項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

4 審議会は、前項において準用する第 3 条第 3 項の規定により部会の議事が決されたときは、当該決議をもって審議会の決議とすることができる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、総務局において処理する。

(施行の細目)

第 7 条 この規則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規則は、平成 7 年 10 月 1 日から施行する。

2 大阪市個人情報保護審議会規則（昭和 63 年大阪市規則第 26 号）は、廃止する。

附 則(平成 17 年 3 月 30 日規則第 30 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日規則第 92 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日規則第 95 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日規則第 136 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 1 月 16 日規則第 6 号)

この規則は、公布の日から施行する。